

6 チェックオフ導入の検討

平成29年4月
農林水産省
食料産業局

チェックオフ制度について

- 諸外国のチェックオフ制度は、品目毎に生産者等から資金を徴収し、これを原資として生産者が主体となって販売促進活動等を行うもの。
- 我が国においては、導入するとなれば初めてとなることから、農林水産省において海外の事例や制度を調査（平成27年末～28年夏）。
- 今後、チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度同意（75%以上※）が得られた場合に、政府は法制化に着手。（※米国の生産者投票においては、豚肉で77.5%、牛肉で79%の賛同を得ているところ。）

海外のチェックオフ制度（ポイント）

- ・ 農産物の消費拡大のために、品目毎に実施。
- ・ 全ての生産者から、拠出金を強制的に徴収。（輸入品から徴収している国も有）
- ・ 国内外での販売促進や調査・研究等の事業を生産者等が主体となって実施。
- ・ 業界による任意徴収から始まった品目が多い。
- ・ 強制徴収を伴う法制化は、業界が自ら生産者の合意形成を行い、政府に要請。
- ・ チェックオフ資金の管理は、第三者組織等の公的な機関が実施。
- ・ チェックオフ対象品目に対して中央政府からの支援はほとんど行っていない。
- ・ 米国、カナダ、豪州、韓国等で実施。

海外における仕組みの例

事業内容

当該品目全体の国内外での販売促進、調査研究、消費者・生産者への情報提供

